### 【監理団体に対する許可取消しの内容】

- 1 許可取消しを行った監理団体
  - (1) 監理団体名:協同組合瀬戸内産業
  - (2) 代表者職氏名:代表理事 浅山 菊男
  - (3) 所 在 地:愛媛県今治市波方町樋口甲 1548 番地 1

# 2 処分内容

技能実習法第37条第1項第1号及び第4号の規定に基づき、令和4年10月28日を もって監理団体の許可を取り消すこと。

### 3 処分理由

傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っていなかったこと、及び傘下の実習実施者に対し、認定計画に従い、団体監理型技能実習を実習監理していなかったことから、技能実習法第37条第1項第1号(同法第25条第1項第2号(同法第39条第3項))及び第4号(同法第39条第1項及び第3項)に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

# 【監理団体に対する改善命令の内容】

- 1 改善命令を行った監理団体
  - (1) 監理団体名:もみじ協同組合
  - (2) 代表者職氏名:代表理事 竹内 義弘
  - (3) 所 在 地:広島県広島市安佐北区口田南六丁目3番5号

## 2 処分内容

技能実習法第36条第1項の規定に基づき、令和4年10月28日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

### 3 処分理由

事実と異なる内容の監査報告書を外国人技能実習機構に提出するなど、適正な実習監理を行っていなかったと認められることから、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第36条第1項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名:株式会社キクミネ産業
  - (2) 代表者職氏名:代表取締役 浅山 菊男
  - (3) 所 在 地:愛媛県今治市波方町樋口甲1548番地3
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号(6件)

令和元年8月9日認定「認1911002089」

同年9月13日認定「認1911003686」「認1911003687」「認1911003688」

令和2年1月14日認定「認1911006998」

同年7月8日認定「認2011001803」

### 3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 4 年 10 月 28 日を もって技能実習計画の認定を取り消すこと。

#### 4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、及び外国人技能 実習機構の職員に対し、虚偽の答弁をしたことから、技能実習法第16条第1項第1号及 び第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名:シーマテック株式会社
  - (2) 代表者職氏名:代表取締役 松井 賢治
  - (3) 所 在 地:石川県白山市一塚町811番地1
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号(2件) 平成31年1月11日認定「認1807011262」 令和元年12月26日認定「認1907011469」

### 3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 4 年 10 月 28 日をもって技能 実習計画の認定を取り消すこと。

### 4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法 第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名:株式会社白石加工
  - (2) 代表者職氏名:代表取締役 白石 憲司
  - (3) 所 在 地:愛媛県今治市拝志4番3号
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号(3件)令和2年8月25日認定「認2011002244」「認2011002245」同年9月4日認定「認2011002243」

#### 3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 4 年 10 月 28 日をもって技能 実習計画の認定を取り消すこと。

### 4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名:白井 紀充
  - (2) 代表者職氏名:白井 紀充
  - (3) 所 在 地:愛知県豊橋市下条西町字杉本 1490 番地
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号(4件)平成30年9月25日認定「認1806039114」「認1806039115」令和元年10月2日認定「認1906027669」「認1906027670」

#### 3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和4年10月28日をもって技能 実習計画の認定を取り消すこと。

# 4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名:株式会社ライズ
  - (2) 代表者職氏名:代表取締役 白石 憲司
  - (3) 所 在 地:愛媛県今治市拝志4番41号
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号(3件) 令和元年9月13日認定「認1911003665」 令和2年11月5日認定「認2011003910」「認2011003911」

### 3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 4 年 10 月 28 日をもって技能 実習計画の認定を取り消すこと。

### 4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法 第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。